明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔府令・省令〕

○地方公務員等共済組合法施行規程の一部を改正する命令（内閣府・総務・文部科学一）　一

〔省　令〕

○相続税法施行規則の一部を改正する省令（財務六）　一

○電気事業法施行規則の一部を改正する省令（経済産業九）　二

〔告　示〕

○出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の規定に基づき同法別表第一の五の表の下欄に掲げる活動を定める件の一部を改正する件（法務五一）　三

○包括的な経済上の連携に関する日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国との間の協定附属書十四―Bの改正に関する外交上の公文の交換に関する件（外務五四）

○著作権法施行令第六条第一項の規定に基づき、日本放送協会から日本放送協会放送博物館における一時的固定物の保存に係る業務の廃止の届出があった件（文化庁三）

○保安林の指定をする件（農林水産三九八～四〇三）

○保安林の指定施業要件を変更する件（同四〇四）

○吉野川下流域用水事業に関する事業実施計画を認可した件（同四〇五）

○中小企業信用保険法第二条第五項第四号の災害及び地域を改正する件（経済産業二〇）

○高速自動車国道に関する件（国土交通一三一、一三二）

○一般社団法人日本海事検定協会から登録事項の変更の届出があった件（同一三三）

〔国会事項〕

〔叙位・叙勲〕

〔公　告〕

諸事項

官庁
包括的な経済上の連携に関する日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国との間の協定における交渉を通じ、酒類の地理的表示の確認を行う件関係

裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、復権、特別清算、再生、所有者不明関係

会社その他

府令・省令

○内閣府
総務省
文部科学省令第一号

全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和三年法律第六十六号）の一部の施行に伴い、及び地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）第百四十四条の三十三第二項の規定に基づき、地方公務員等共済組合法施行規程の一部を改正する命令を次のように定める。

令和六年二月二十九日

内閣総理大臣　岸田　文雄
総務大臣　松本　剛明
文部科学大臣　盛山　正仁

地方公務員等共済組合法施行規程の一部を改正する命令

総理府
地方公務員等共済組合法施行規程（昭和三十七年文部省令第一号）の一部を次のように改正する。
自治省

次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、これを加える。

改正後	改正前
（法第百四十四条の三十三第二項の主務省令で定めるもの） **第百八十四条の三**　法第百四十四条の三十三第二項の主務省令で定めるものは、健康保険法第二百五条の四第二項に規定する厚生労働省令で定めるものとする。	［新設］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附　則

この命令は、令和六年三月一日から施行する。

省　令

○財務省令第六号

相続税法（昭和二十五年法律第七十三号）第五十八条第一項及び第二項の規定に基づき、相続税法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年二月二十九日

財務大臣　鈴木　俊一

相続税法施行規則の一部を改正する省令

相続税法施行規則（昭和二十五年大蔵省令第十七号）の一部を次のように改正する。

第二十九条の次に次の一条を加える。

（届書等情報に類するものの範囲等）

第二十九条の二　法第五十八条第一項に規定する届書等情報に類するものとして財務省令で定めるものは、死亡又は失踪（以下この条において「死亡等」という。）に関する戸籍法施行規則（昭和二十二年司法省令第九十四号）第七十六条第三項（受付帳）に規定する受付帳情報とする。

２　法第五十八条第一項に規定する財務省令で定める情報は、同項に規定する届書等情報に記録されている情報及び死亡等をした者が当該死亡等により除籍された戸籍又は除かれた戸籍の副本に記録されている情報であつて、当該死亡等をした者及び当該死亡等をした者に係る相続人を特定するために必要なものとする。

３　法第五十八条第二項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　法第五十八条第二項の死亡等をした者の氏名、生年月日、その死亡等の時における住所及びその死亡等の年月日

二　次に掲げる法第五十八条第二項の財産の区分に応じ、それぞれ次に定める事項（同項の死亡等の直前において同項の固定資産課税台帳に登録されていたものに限る。）

イ　土地　所在、地番、地目、地積及び価格

ロ　家屋　所在、家屋番号、種類、構造、床面積及び価格

三　その他参考となるべき事項

附　則

この省令は、令和六年三月一日から施行する。

○経済産業省令第九号

電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）第五十一条の二第三項の規定に基づき、及び同法を実施するため、電気事業法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年二月二十九日

経済産業大臣　齋藤　健

電気事業法施行規則の一部を改正する省令

別表第三第一（四）の項下欄に次のように加える。

太陽電池発電所又は太陽電池発電設備の設置又は変更の工事が砂防法第四条（同法第三条において準用する場合を含む。）の規定による許可を要する行為を伴う場合において、法第四十七条第一項若しくは第二項の認可の申請又は法第四十八条第一項の規定による届出をしようとするときにあっては当該許可を受けたことを証する書類、法第五十一条の二第三項の規定による届出をしようとするときにあっては当該行為が当該許可を受けたところに従って行われたことを示す書類

太陽電池発電所又は太陽電池発電設備の設置又は変更の工事が森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第十条の二第一項の許可を要する行為を伴う場合において、法第四十七条第一項若しくは第二項の認可の申請又は法第四十八条第一項の規定による届出をしようとするときにあっては当該許可を受けたことを証する書類、法第五十一条の二第三項の規定による届出をしようとするときにあっては当該行為が当該許可を受けたところに従って行われたことを示す書類

太陽電池発電所又は太陽電池発電設備の設置又は変更の工事が地すべり等防止法第十八条第一項の許可を要する行為を伴う場合において、法第四十七条第一項若しくは第二項の認可の申請又は法第四十八条第一項の規定による届出をしようとするときにあっては当該許可を受けたことを証する書類、法第五十一条の二第三項の規定による届出をしようとするときにあっては当該行為が当該許可を受けたところに従って行われたことを示す書類

太陽電池発電所又は太陽電池発電設備の設置又は変更の工事が地すべり等防止法第四十二条第一項の許可を要する行為を伴う場合において、法第四十七条第一項若しくは第二項の認可の申請又は法第四十八条第一項の規定による届出をしようとするときにあっては当該許可を受けたことを証する書類、法第五十一条の二第三項の規定による届出をしようとするときにあっては当該行為が当該許可を受けたところに従って行われたことを示す書類

太陽電池発電所又は太陽電池発電設備の設置又は変更の工事が宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和三十六年法律第百九十一号）第十二条第一項の許可を要する工事を伴う場合において、法第四十七条第一項若しくは第二項の認可の申請又は法第四十八条第一項の規定による届出をしようとするときにあっては当該許可を受けたことを証する書類、法第五十一条の二第三項の規定による届出をしようとするときにあっては当該行為が当該許可を受けたところに従って行われたことを示す書類

太陽電池発電所又は太陽電池発電設備の設置又は変更の工事が宅地造成及び特定盛土等規制法第三十六条第二項の規定により交付された検査済証の写し

太陽電池発電所又は太陽電池発電設備の設置又は変更の工事が急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第七条第一項の許可を要する行為を伴う場合において、法第五十一条の二第三項の規定による届出をしようとするときにあっては当該許可を受けたところに従って行われたことを示す書類

別表第三第一（五）の項下欄に次のように加える。

風力発電所又は風力発電設備の設置又は変更の工事が砂防法第四条（同法第三条において準用する場合を含む。）の規定による許可を要する行為を伴う場合において、法第四十七条第一項若しくは第二項の認可の申請又は法第四十八条第一項の規定による届出をしようとするときにあっては当該許可を受けたところに従って行われたことを示す書類、法第五十一条の二第三項の規定による届出をしようとするときにあっては当該行為が当該許可を受けたところに従って行われたことを示す書類

風力発電所又は風力発電設備の設置又は変更の工事が森林法第十条の二第一項の許可を要する行為を伴う場合において、法第四十七条第一項若しくは第二項の認可の申請又は法第四十八条第一項の規定による届出をしようとするときにあっては当該許可を受けたところに従って行われたことを示す書類、法第五十一条の二第三項の規定による届出をしようとするときにあっては当該行為が当該許可を受けたところに従って行われたことを示す書類

風力発電所又は風力発電設備の設置又は変更の工事が地すべり等防止法第十八条第一項の許可を要する行為を伴う場合において、法第四十七条第一項若しくは第二項の認可の申請又は法第四十八条第一項の規定による届出をしようとするときにあっては当該許可を受けたところに従って行われたことを示す書類

風力発電所又は風力発電設備の設置又は変更の工事が地すべり等防止法第四十二条第一項の許可を要する行為を伴う場合において、法第四十七条第一項若しくは第二項の認可の申請又は法第四十八条第一項の規定による届出をしようとするときにあっては当該許可を受けたところに従って行われたことを示す書類、法第五十一条の二第三項の規定による届出をしようとするときにあっては当該行為が当該許可を受けたところに従って行われたことを示す書類

風力発電所又は風力発電設備の設置又は変更の工事が宅地造成及び特定盛土等規制法第十二条第一項の許可を要する工事を伴う場合において、法第四十七条第一項若しくは第二項の認可の申請又は法第四十八条第一項の規定による届出をしようとするときにあっては当該許可を受けたところに従って行われたことを示す書類、法第五十一条の二第三項の規定による届出をしようとするときにあっては当該行為が当該許可を受けたところに従って行われたことを示す書類

風力発電所又は風力発電設備の設置又は変更の工事が宅地造成及び特定盛土等規制法第十二条第一項の許可を要する工事を伴う場合において、法第四十七条第一項若しくは第二項の認可の申請又は法第四十八条第一項の規定による届出をしようとするときにあっては当該許可を受けたところに従って行われたことを示す書類、法第五十一条の二第三項の規定による届出をしようとするときにあっては当該行為が当該許可を受けたところに従って行われたことを示す書類

風力発電所又は風力発電設備の設置又は変更の工事が宅地造成及び特定盛土等規制法第三十六条第二項の規定により交付された検査済証の写し

風力発電所又は風力発電設備の設置又は変更の工事が急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第七条第一項の許可を要する行為を伴う場合において、法第五十一条の二第三項の規定による届出をしようとするときにあっては当該許可を受けたところに従って行われたことを示す書類

附　則

（施行期日）

１　この省令は、令和六年四月一日から施行する。

（経過措置）

２　この省令の施行の日前に電気事業法第四十七条第一項又は第二項の認可の申請をした者の当該申請に係る電気事業法施行規則様式第四十七の工事計画（変更）認可申請書に添付すべき書類については、なお従前の例による。